



2014 年シーホッパー級 SR 中部選手権大会

日 程 2014 年 05 月 03 日 (土) - 05 日 (月)

主 催 愛知県ヨット連盟

開催地 愛知県蒲郡市海陽町 1-7 豊田自動織機 海陽ヨットハーバー

帆走指示書

1. 規則

- 1-1 本レガッタは「セーリング競技規則 2013-2016」(以下 RRS)に定義された規則を適用する。
- 1-2 RRS 付則 P を適用する。

2. 競技者への通告

- 2-1 競技者への通告は、管理室南西側の公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

- 3-1 帆走指示書(以下 指示)の変更は、それが発効する当日の 08:30 までに掲示する。
但し、レース日程の変更は、発効する前日の 17:30 までに掲示する。

4. 陸上で発する信号

- 4-1 陸上で発する信号は、管理室南西側の信号柱に掲揚する。
- 4-2 陸上で回答旗が掲揚された場合、レース信号『回答旗』の中の「1 分」を「40 分以降」と置き換える。

5. 日程

5-1 レース日程

- 05 月 03 日 (土) 10:30-11:20 受付, 11:30 開会式, 13:15 FJ 級第 1 レース予告信号予定時刻
- 05 月 04 日 (日) 09:45 FJ 級その日の最初のレース予告信号予定時刻
- 05 月 05 日 (月) 09:45 FJ 級その日の最初のレース予告信号予定時刻

- 5-2 各日の最初のレースについて、シーホッパー級 SR の予告信号は FJ 級スタート後、適切な間隔の後に発せられる。その日の 2 レース目以降は、適宜発せられる。

- 5-3 引き続きレースを実施する場合、艇に注意を喚起する為に、予告信号の少なくとも 5 分以前に、スタート信号艇に音響 1 声とともに「オレンジ旗」を掲揚する。

- 5-4 05 月 05 日は、12:55 を越えて予告信号が発せられることはない。

6. レース数とシリーズの成立

- 6-1 各クラス 8 レースを計画し、1 日のレース数はレース委員会の裁量による。
- 6-2 本シリーズが成立するには、4 レースを完了させることが必要である。

7. クラス旗

- 7-1 クラス旗は以下のとおりとする。

FJ 級：白地に青の FJ 形象

シーホッパー級 SR：白地に赤のシーホッパー形象

8. レースエリア

- 8-1 レースエリアは豊田自動織機 海陽ヨットハーバー沖とする。

9. コース

- 9-1 添付図にレグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 9-2 予告信号以前、にレース委員会信号艇に、各クラスの帆走すべきコースと最初のレグの概ねのコンパス方位を掲示する。

10. マーク

- 10-1 マーク 1.2 は蛍光オレンジ色地に数字入り円筒形ブイとする。
- 10-2 マーク 3S は蛍光オレンジ色地に数字入り円筒形ブイ、マーク 3P は蛍光黄色地に数字入り円筒形ブイとする。
- 10-3 マーク 4S は白色一本線を有する赤色地円筒形ブイ、マーク 4P は蛍光黄色地に数字入り円筒形ブイとする。
- 10-4 指示 12 に規定する新しいマークは、蛍光黄色地に数字入り円筒形ブイとする。
- 10-5 スタートマークはスタートボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にある黄色の円筒形ブイとする。
- 10-6 フィニッシュマークはスタートボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にあるオレンジ色の球形ブイとする。

11. スタート

- 11-1 レースは、RRS 26 を用いて予告信号を 5 分前としてスタートさせる。
- 11-2 スタートラインはスタートボード側スタートマークの「オレンジ旗」を掲揚したポール又はマストとポート側スタートマークの間とする。
- 11-3 他のレースのスタート手順の間、未だ予告信号が発せられていない艇は、スタートエリアを回避しなければならない。
- 11-4 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに DNS と記録される。
これは RRS A4 を変更している。

12. コースの次のレグの変更

- 12-1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し、実行できればすぐに元のマークを回収する。

13. コースの短縮又はレースの中止

- 13-1 レース委員会は RRS 32.1 以外に、レースの公正に影響を及ぼしそうな大きな風向の変化や、風速が一定時間 5Knt 以下に低下した場合、コースの短縮又はレースを中止する場合がある。
この項に基づきレース委員会がレースを継続又は中止したことについて、艇による抗議と救済の要求の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a)を変更している。

14. フィニッシュ

- 14-1 フィニッシュラインはスタートボード側フィニッシュマークの「オレンジ旗」を掲揚したポールと、ポート側フィニッシュマークとの間とする。
- 14-2 各クラスのコースを帆走した先頭艇フィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに DNF と記録される。これは RRS 35 及び A4.1 を変更している。

15. 抗議と救済の要求

- 15-1 抗議、救済の要求、審問の再開の要求は、レースオフィスで入手できる抗議書を用いて、適切な時間内にレースオフィスに提出されなければならない。
- 15-2 抗議締め切り時刻は、その日の最後のクラスのレース終了 60 分後とする。
- 15-3 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を RRS 61.1(b)に基づき伝えるために指示 15-2 の抗議締め切り時刻までに、公式掲示板に掲示される。
- 15-4 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために、抗議締め切り時刻後 20 分以内に通告を掲示する。

- 15-5 RRS 付則 P に基づき RRS 42 違反に対するペナルティを科せられた艇のリストは、公式掲示板に掲示される。
- 15-6 指示 11-3, 16, 17, 22 の違反、及び各クラスのクラスルールに関する違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは RRS 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティは、プロテスト委員会が認めた場合、失格より軽減することができる。
- 15-7 レースをおこなう最終日では、審問の再開要求は、次の時間内に提出されなければならない。
 - (a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締め切り時間内。
 - (b) 要求する当事者が当日に判決を通告された後 30 分内。これは RRS 66 を変更している。

16. 安全

- 16-1 出艇する競技者はその都度、レースオフィス前にある出艇申告書に署名しなければならない。
- 16-2 帰着した競技者はその都度、レースオフィス前にある出艇申告書に署名しなければならない。
その日のレース後の帰着申告締め切り時刻は、抗議締め切り時刻である。
- 16-3 レースからリタイヤする艇は、出来るだけ早くレース委員会に伝えなければならない。
- 16-4 レース委員会、プロテスト委員会は、競技者や艇が危険な状態であると判断された場合、救助及び必要な処置を行う場合がある。これにより救助及び処置をされたことは、艇による救済の要求の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a)を変更している。

17. 装備の交換と乗員の変更

- 17-1 損傷又は紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは認めない。
交換の要請は、最初の妥当な機会にレース委員会に対して行わなければならない。
- 17-2 FJ 級のヘルムスマンの変更は認められない。
クルーの交代要請は、最初の妥当な機会にレース委員会に対して行わなければならない。

18. 装備と計測のチェック

- 18-1 艇又は装備は、規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

19. 得点と順位

- 19-1 5 レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズ得点はレース得点の合計とする。
5 レース以上完了した場合、艇のシリーズ得点は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

20. 賞

- 20-1 FJ 級は、1 位から 3 位に賞を与える。
- 20-2 シーホッパー級 SR は、1 位から 3 位に賞を与える。
- 20-3 その他、主催団体より特別の賞を与えることがある。

21. 責任の否認

- 21-1 このシリーズの競技者は自分自身の責任で参加する。
シリーズの主催団体は、シリーズの前後、期間中に生じた物理的な損害又は身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

22. その他

- 22-1 ゴミはレース委員会艇に渡すことができる。
- 22-2 シリーズ期間中の競技者の肖像権は主催団体に帰属する。
シリーズ期間中の映像、写真及びシリーズの成績は、主催団体の HP にアップされる場合がある。